

用語集

(※掲載ページ数：各章の冒頭に記載している用語の該当ページ)

	用語	解説
あ行	アクセシビリティ (p. 36)	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
	おやこDE広場 (p. 48, 88, 92)	地域子育て支援事業（ひろば型）。公共施設内等で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供をする事業です。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っています。
	NPO (p. 2, 56, 72, 93, 100, 131)	民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としません。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されています。
か行	カーシェアリング (p. 37)	1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。
	家庭教育推進チーム (p. 61)	社会教育指導員、医療関係者、福祉関係者、行政担当者が連携し、家庭教育の問題解決に向け、支援をします。
	基幹相談支援センター (p. 48, 68)	平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。
	協働事業 (p. 16, 72)	市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。
	協働事業提案制度 (p. 92)	市民活動団体又は事業者の発想や手法を生かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行うモデル事業を募集する制度です。
	合計特殊出生率 (p. 7)	一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。
	心のバリアフリー (p. 17, 34, 90)	高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。
	孤独死 (p. 6, 76)	「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」 (松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会) 「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」 (東京新聞)

	用語	解説
か行	健康松戸21Ⅱ (p. 11, 38)	松戸市総合計画後期基本計画の政策展開の方向である「健康に暮らすことができるようになります」「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようになります」を市民の方々が達成できるよう健康づくりに取り組んでいく方向性を示しつつ、行政機関が今後取り組むべき内容を示しています。
さ行	災害時要援護者避難支援体制 (p. 29, 46)	災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（災害時要援護者）に、本人の希望により、あらかじめ市に登録し、避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。
	災害ボランティアセンター (p. 74)	災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。
	社会福祉法人 (p. 12, 50, 74, 102)	社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。
	自主防災組織 (p. 16, 46)	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織です。
	市民大学講座 (p. 61)	この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。
	生涯学習情報システム (まつどまなびいねっと) (p. 62)	松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。
	障害者虐待防止センター (p. 80)	障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。
	障害者週間 (p. 84)	平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

	用語	解説
さ行	身体障害者手帳 (p. 7)	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれるものです。
	生活習慣病 (p. 38)	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与している疾患の総称です。従来は「成人病」と呼ばれていました。
	精神障害者保健福祉手帳 (p. 7)	精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。
	成人講座 (p. 61)	この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。
	制度ボランティア (p. 17, 56, 103)	行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員、市政協力委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、クリンクル推進員、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。
た行	第三者評価システム (p. 51)	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。
	団塊の世代 (p. 61, 96)	昭和22～24（1947～1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。
	地域子育て支援センター (p. 48, 88, 92)	地域子育て支援事業(センター型)。民間保育所内で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供する事業。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っています。
	地域包括支援センター (p. 16, 38, 80, 106)	平成17年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設です。 ※平成25年10月より3ヶ所から11ヶ所に増設します。

	用語	解説
た行	知的障害 (p. 53)	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。
	中核地域生活支援センター (p. 49)	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。
	ドメスティック・バイオレンス(DV) (p. 80)	夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力を考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。
な行	日常生活圏域 (p. 20)	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。
	ノーマライゼーション (p. 91)	障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。
は行	パブリックコメント (p. 18, 152)	市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。
	バリアフリー (p. 34, 67, 90)	高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。 物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。
	ハローワーク (p. 64)	厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行います。
	ピアカウンセリング (p. 69)	同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

用語	解説
は行	<p>ファシリテーター (p. 62)</p> <p>参加者の学びやチームの成長を促進するよう、話し合いに対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、調整・支援する人です。(=進行役)</p>
	<p>放課後KIDSルーム (p. 87)</p> <p>学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室を開放し、自由に学習や読書ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ2名の支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。</p>
	<p>放課後児童クラブ (p. 86)</p> <p>児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。</p>
	<p>法定雇用率 (p. 64)</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。</p>
	<p>ボランティア (p. 2, 50, 68, 72, 94, 100)</p> <p>社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償でボランティア活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。</p>
ま行	<p>松戸市交通安全計画 (p. 43)</p> <p>交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、第9次千葉県交通安全計画に基づき、松戸市交通安全計画(平成23年度から平成27年度)を策定しています。市内における交通社会を構成する「人」「車」「環境」の三つの要素について、相互の関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。</p>

用語	解説	
ま行	松戸市交通バリアフリー基本構想 (p. 35, 90)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。また重点整備地区を設定し、平成22年(2010年)を目標として、駅舎や駅前広場、周辺道路等について、重点的かつ一体的にバリアフリー化を実施するための事業等を定めるものです。
	松戸市高齢者保健福祉計画 松戸市介護保険事業計画 (p. 10, 38, 107)	高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、計画期間は同一とし、作成も同時に行うのが適当とされているため、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランIVまつど」の名称で策定しています。
	松戸市次世代育成支援行動計画 (p. 10, 86)	次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的にした計画です。前期計画(平成17年度～21年度)では、子どもと地域の未来について施策の推進を図り、後期計画(平成22年度～26年度)では、ニーズや社会環境の変化を踏まえて策定し施行しています。※この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく松戸市の行動計画です。
	松戸市障害者計画 (p. 10, 67, 90)	障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。
	松戸市障害者福祉計画 (p. 14)	障害者自立支援法(第88条の規定)及び国の定める「基本指針」に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。
	松戸市食育推進計画 (p. 11, 38)	市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、3つの基本目標からなる「松戸市食育推進計画」を平成20年3月に策定しています。
	まつど生涯学習大学 (p. 61)	この講座はあらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の皆さんのがんの充実と地域での活躍を応援します。

	用語	解説
ま行	松戸市総合計画 (p. 10, 65)	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成23年度までの23年間です。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた3カ年ごとの短期的な事業計画です。
	松戸市特定健康診査等実施計画 (p. 11)	国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。
や行	ユニバーサルデザイン (p. 36)	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。さまざまな商品やサービス、ファッショニ、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。
ら行	療育手帳 (p. 7, 47)	全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。

第2次松戸市地域福祉計画(案)

平成25年 月

発 行 松戸市
編 集 松戸市健康福祉部地域福祉課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

Tel 047-366-3019
